

# 2025年度事業活動計画

## はじめに～2025年度の主な特徴と生協の役割～

2025年度も食品値上げをはじめ、資源エネルギーや物流のコスト転嫁による値上げなど、組合員のくらしはさらに困難な状況に直面しています。事業においても、少子化、高齢化、人口減少による労働力・人手不足が加速するとともに、賃金上昇や働き方の改善など人件費コストが上昇します。また、米国トランプ政権による自国主義の政策が強まり、国際社会の先行き不透明感が一層強まっています。厳しいなかではありますが、事業と活動の総合力で組合員・県民のくらしを応援し、安心してくらし続けられる地域社会をめざし、取り組みを進めます。

- (1) 団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化・少子化と人口減少が加速します。生協が育ててきた地域とのつながりづくり、助け合いや見守り、困窮者支援、また多様な居場所の取り組みなどを通じて、多様性を認め合い、安心してくらせる地域共生社会づくりを進めます。
- (2) 消費者トラブルは高止まりし、被害も巨額に及んでいます。AIの進化、デジタル化や国際化により、消費者の取引環境が大きく変化し、誰もが脆弱な消費者となるリスクが増しており、変化に対応した法制度、事業者の監視の強化、十分な相談体制の確保が課題となっています。消費者団体とともに被害防止のための取り組みを進めます。
- (3) 能登半島地震・豪雨災害の復興は道半ばです。生協としてできる支援を継続しながら、想定される首都圏での大規模地震災害や県内の水害発災時に県生協連の役割が担えるよう、行政や民間災害支援団体との日常の関係づくりを進めます。
- (4) 食料・農業・農村基本法が改定された昨年、「令和の米騒動」が起き、高値が続きました。主食であるお米の安定的な供給をはじめとして、食料自給率の向上、持続可能な農業の構築などを引き続き求めていきます。
- (5) 第7次エネルギー基本計画がスタートします。脱炭素社会の実現に向けては2030年までに温室効果ガスをどこまで減らせるかが重要になってきます。環境省が進める「デコ活」などくらしからの省エネ・再エネ活用、サステナブルな行動を呼びかけ、広報します。
- (6) 被爆・戦後80年を迎えました。9か国・1万2千発におよぶ核兵器の存在、核使用の脅威、ウクライナ戦争やイスラエル紛争の解決が混沌とするなか、唯一の被爆国の生協として、核も戦争もない平和な社会への願いを発信します。諸団体と協力して被爆・戦争体験の継承、平和活動の継承を進め、核兵器禁止条約への日本のオブザーバー参加を求めていきます。
- (7) 2025年は2度目となる国際協同組合年です。「協同組合はよりよい世界を築きます」をテーマに、県内の協同組合・協同組織と連携し、協同組合への理解と認知を高め、SDGsの実現や地域経済への貢献を目指します。

## 1. 安心してくらし続けられる地域社会（埼玉）づくり

### (1) 地域の見守りに関する取り組み

- ① 各生協の助け合いや見守り活動など安心できる地域社会づくりの取り組みを共有し、地域のつながりを広げます。とくに地域の居場所づくりをテーマに学習と交流を継続します。
- ② SDGsなど社会課題の解決をテーマとした学校や児童施設、行政や地域の団体等への講師派遣活動を共有し、広がり支援します。
- ③ 「埼玉まるごとヘルスチャレンジ2025」を実行委員会方式で取り組みます。実行委員会団体の交流と相互協力を基本に、協同組合、行政、諸団体など幅広い連携を目指します。
- ④ 地域共生社会をめざす多主体協働の取り組みとして、「ごちゃまぜの会」などの情報を

共有し、地域の団体と出会い連携する機会を広げます。

- ⑤ 埼玉消費者被害をなくす会（以下、なくす会）に協力し、消費者被害防止サポーターと自治体との連携を広げ、サポーター自主グループの活動を応援します。
- ⑥ フードバンク埼玉の持続可能なあり方について、引き続き協議を進めます。

## (2) 消費者課題に関する取り組み

- ① 実行委員会による第61回埼玉県消費者大会、埼玉消団連が運営協力する研修会（全体・地区別）の事務局を担います。
- ② 全国・県内の消費者団体や弁護士会などと協力して、消費者庁からの地方への交付金延長などを要請する活動に取り組みます。

## (3) 防災・減災に関する取り組み

- ① 日本生協連の呼びかけに応え、能登半島地震復興支援等に協力します。
- ② 埼玉県など行政が呼びかける災害訓練に、会員生協とともに参加します。
- ③ 埼玉県との災害時協定に関わる細則等について関係部局との協議を検討します。
- ④ 災害時の通信手段など災害対策手順書に関わる検討を進めます。

## 2. 誰一人取り残さない持続可能な社会づくり

### (1) 食料・農業に関する取り組み

- ① JAをはじめ、県内の農業の担い手の先進的な取り組みを学ぶ機会をつくれます。
- ② 埼玉消団連に協力し、埼玉県食品衛生監視指導計画への意見提出を行い、埼玉県との懇談会を実施します。
- ③ 埼玉消団連に協力し、食と農に関する課題で、関東農政局との懇談を要請します。

### (2) 環境やエネルギーに関する取り組み

- ① 会員生協が取り組む環境活動を共有し交流できる機会として情報交換会を開催し、県生協連や各生協の活動に活かします。
- ② 県生協連が参加する環境団体の企画を会員生協に案内し、参加を募ります。

### (3) 平和や人権に関する取り組み

- ① 日本生協連ピースアクションへの会員生協からの参加、各生協の施設を活用した展示や「ヒバクシャと出会うカフェ」など体験を継承する取り組みを呼びかけます。
- ② 「平和活動情報交換会」を開催し、各生協の平和の取り組みを交流します。また、学習と活動参加者の交流を目的に、県生協連ピースフォーラムを開催します。
- ③ 埼玉平和・市民5団体の呼びかけを受けて、埼玉県原爆死没者慰霊式の開催に協力し、実行委員会事務局を担います。
- ④ 旧戦争展事務局などに協力し、県内の被爆や戦争に関する現物資料の保存や記録の映像化・デジタル化を協議します。
- ⑤ 埼玉県原爆被害者協議会（しらすぎ会）の賛助団体として、組織の継承に向けた協議を進めます。
- ⑥ 憲法やジェンダー平等などに関する学習会への参加を案内します。

## 3. 幅広い県内ネットワークづくり

### (1) 行政との連携

- ① 埼玉県行政との定期協議を年2回開催します。2026年度埼玉県予算と執行について要望書を提出します。
- ② 埼玉消団連に協力し、各種審議会・委員会に参加し、生協や消費者としての意見・提案に取り組みます。埼玉県が制定を検討しているカスタマーハラスメント条例など重要政策事項について、消団連幹事会との懇談等を検討します。

## (2) 協同組合・協同組織との連携

- ① 協同組合の価値を学び、発信し、実践することを重点に、「2025国際協同組合同年埼玉実行委員会」の企画を推進します。協同組合・協同組織どうしの共同での学習や活動を追求します。
- ② 埼玉県協同組合同提携推進協議会については、相互理解と交流を目的に労働者協同組合を交えた懇談の場を検討します。農業の多様な担い手育成を目的としたTACの取り組みに協力します。JA女性組織協議会と早春交流会を開催します。
- ③ 埼玉大学の「協同組合論講座」に、他の協同組合とともにゲストスピーカーとして参加し、受講生の協同組合への理解を促進します。
- ④ 4都県生協連（東京・千葉・神奈川・埼玉）の企画・運営に参加します。
- ⑤ 埼玉労福協の一員として、フォーラムやセミナーなどに参加します。
- ⑥ 埼玉協同労働推進ネットワークに参加し、広報等に協力します。

## (3) 消費者団体との連携

- ① 埼玉消団連の事務局を担います。幹事会を開催し、行政審議会・委員会の内容や全国的な課題について共有します。
- ② なくす会の事務局を担います。全国の適格消費者団体と協力し、共通課題の解決に向けた協議や実務の省力化と手順化を進めます。

## (4) 諸団体との連携

引き続き地域の諸団体と連携し、ネットワークによる地域の課題解決を進めます。

## 4. 生協への共感と信頼づくり

### (1) 広報活動

- ① 広報誌「埼玉の生協」は、通常号（7月）と新春号（1月）の2回発行します。
- ② 「写真ニュース」は季刊で発行します。（7月・10月・1月・4月）
- ③ 埼玉新聞生協特集広告は、各生協の地域社会づくりをテーマに掲載します。

### (2) 渉外活動

- ① 埼玉県議会の各会派と、2026年度埼玉県予算要望に関するヒヤリング（夏頃）および会派懇談（冬頃）を実施します。
- ② 新春賀詞交換会等を通じて、行政、議会、友誼団体の生協への理解や共感を高めます。

## 5. 県内生協の事業と活動の継続を支える組織運営

### (1) 機関運営について

- ① 理事会・常務理事会は実出席とオンライン出席を組み合わせで開催します。2025年の総会から2027年の総会までの県生協連の執行体制を確立します。
- ② 組合員・役職員政策学習会を開催します。また、監事研修・交流会を開催します。

### (2) 理事会小委員会・情報交換会について

- ① 2025年度は「活動委員会」（年6回開催）と「災害対策委員会」（年3回開催）の2つの委員会を設置します。なお、経営が困難な生協の状況を把握し、必要な協議を行います。
- ② 会員生協の活動や事業の共有と交流と目的に、2025年度は「大学生協」、「地域社会づくり活動」、「県内生協関係福祉事業」、「環境活動」、「平和活動」の5つの分野で情報交換会を行います。年1回を基本としつつ、要望に応じて開催します。